

令和2年度

定期監査報告書

(後期)

令和3年1月

伊達市監査委員

伊 監 第 51 号
令和3年1月28日

伊達市長 菊谷 秀吉 様

伊達市監査委員 山下 茂
伊達市監査委員 辻浦 義浩

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、令和2年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知願います。

目 次

監査の対象	1
監査の範囲	1
監査の期間	1
書類審査の期間	1
監査の方法	2
監査の結果	2
健康福祉部	3
経済環境部	4
建設部	5

令和2年度定期監査（後期）の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、伊達市監査基準（令和2年2月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の対象 健康福祉部、経済環境部、建設部

監査の範囲 健康福祉部及び経済環境部においては令和2年4月1日から令和2年10月31日まで（一部令和元年度を含む。）、建設部においては令和2年4月1日から令和2年9月30日まで（一部令和元年度を含む。）に執行された財務に関する事務及びこれらに関連する事務を対象として実施した。

監査の期間 令和2年10月12日から令和3年1月13日まで

書類審査の期間

対象部課	審査期間
健康福祉部	
社会福祉課	令和2年12月3日～12月15日
子育て支援課	令和2年12月3日～12月15日
高齢福祉課	令和2年12月3日～12月15日
保険医療課	令和2年12月3日～12月15日
健康推進課	令和2年12月3日～12月15日
経済環境部	
農務課	令和2年12月2日～12月15日
水産林務課	令和2年11月25日～12月8日
商工観光課	令和2年12月2日～12月15日
環境衛生課	令和2年11月26日～12月8日
建設部	
建設課	令和2年11月2日～11月16日
都市住宅課	令和2年10月30日～11月16日
下水道課	令和2年11月2日～11月16日
水道課	令和2年11月2日～11月16日

監査の方法

市の財務に関する事務及びこれらに関連する事務が関係法令等及び予算に基づき適正かつ適切に執行されているかを主眼として、対象部局から「監査の範囲」に記述した期間中の収入、支出及び財産管理に関する書類の提出を求め、抽出により監査するとともに必要に応じて関係職員からの説明聴取を行った。

監査の結果

全体を通じて概ね適正かつ適切に処理されていたが、次ページ以降に示したとおり一部の事務において改善等を要する事項が認められた。

また、起案文書や契約関係書類への押印漏れや、昨年度に引き続き、決裁文書への決裁日漏れなど事務処理上の基本的なミスが散見されたことから、決裁完了後の確認を十分に行うよう徹底されたい。

今後とも、市民に信頼される市政運営を進めるため、合理的かつ能率的に行政を執行し、所属長及び担当職員にあっては、常に法令等を理解し、適法性を認識した中で公正・公平な行政事務の執行に努められたい。

なお、事務処理において留意すべき軽微な事項については、監査の過程において、その都度担当者へ指導したため、本報告書では省略した。

健康福祉部

1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

指摘事項

○使用料等納入事務

昨年度に引き続き、ひとり親等医療費助成金返還金に係る納入通知書に、納期限が記載されていないものがあった。

適正な事務処理を徹底されたい。 (保険医療課)

○使用料等納入事務

伊達市看護師等修学資金貸付条例第7条第2項による返還金に係る納入通知書に、納期限が記載されていないものがあった。

適正な事務処理に努められたい。 (健康推進課)

2 支出に関する事務

主に物品購入、業務委託契約、補助金、資金前渡、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

3 財産管理に関する事務

主に行政財産の貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

経 済 環 境 部

1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

指摘事項

○使用料等納入事務

堆肥使用料及び堆肥センター有機資源処理手数料に係る納入通知書に、納期限が記載されていないものや、納期限が伊達市会計規則で定める期日を超えた日で定められていたものがあった。

適正な事務処理に努められたい。

(農務課)

2 支出に関する事務

主に物品購入、業務委託契約、補助金、資金前渡、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

3 財産管理に関する事務

主に行政財産の貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。

建設部

1 収入に関する事務

主に調定から収入集計に至るまでの事務について、調定書、収入原簿及び収入原符等の関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

指摘事項

○使用料等納入事務

行政財産目的外使用料に係る納入通知書に記載されている納期限が、伊達市会計規則で定める期日を超えた日で定められていたものがあった。

適正な事務処理に努められたい。

(都市住宅課)

2 支出に関する事務

主に物品購入、業務委託契約、補助金、資金前渡、旅行命令票及び時間外勤務手当を対象として、支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、次のとおり不適正な事務処理があった。

指摘事項

○契約事務

工事等において設計変更により契約金額が増額となった場合には、受注者が増額分に対応した税額の収入印紙を承諾書に貼付し市に提出することとなるが、当該増額分の税額に不足が生じていたものがあった。

適正な事務処理に努められたい。

(建設課)

3 財産管理に関する事務

主に行政財産の貸付事務について、関係書類に基づいて監査を行った結果、概ね適正かつ適切に処理されていると認められた。